

第3回阿蘇市議会会議録

1. 令和6年5月31日 午前10時00分 招集
2. 令和6年5月31日 午前10時00分 開会
3. 令和6年5月31日 午前10時42分 散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	杉 谷 保 信	2 番	中 川 文 久
3 番	菊 池 勝 秀	4 番	竹 原 真理子
5 番	佐 藤 和 宏	6 番	佐 藤 菊 男
7 番	児 玉 正 孝	8 番	甲 斐 純一郎
9 番	立 石 昭 夫	10 番	竹 原 祐 一
11 番	園 田 浩 文	12 番	市 原 正
13 番	大 倉 幸 也	14 番	湯 浅 正 司
15 番	五 嶋 義 行	16 番	古 木 孝 宏
17 番	谷 崎 利 浩	18 番	菅 敏 徳

欠席議員

な し

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市 長	佐 藤 義 興	副 市 長	和 田 一 彦
教 育 長	坂 梨 光 一	総 務 部 長	高 木 洋
市 民 部 長	宮 崎 隆	経 済 部 長	荒 木 仁
土 木 部 長	中 本 知 己	教 育 部 長	山 口 貴 生
阿蘇医療センター事務部長	村 山 健 一	総 務 課 長	和 田 直 也
福 祉 課 長	森 永 智 保	農 政 課 長	佐 伯 寛 文
建 設 課 長	鎌 倉 敏 一	企 画 財 政 課 長	廣 瀬 和 英
教 育 課 長	松 岡 幸 治	ほ け ん 課 長	小 山 隆 幸
観 光 課 長	秦 美 保 子	住 環 境 課 長	村 上 勇 一
税 務 課 長	上 村 美 博	波 野 支 所 長	岩 下 勝 則
市 民 課 長	甲 斐 直 喜	健 康 増 進 課 長	山 内 る み
上 下 水 道 課 長	竹 原 昭 典	人 権 啓 発 課 長	井 野 秀 一
防 災 情 報 課 長 補 佐	坂 田 知 彰	ま ち づ くり 課 長 補 佐	佐 藤 祐 幸

8. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	山 本 繁 樹	議 会 事 務 局 次 長	塚 本 栄 治
-------------	---------	---------------	---------

9. 議事日程

開会（開議）宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 令和6年第2回定例会で選任同意とした阿蘇市教育委員会委員の紹介について

日程第4 諸般の報告について（議長）

日程第5 諸般の報告について（市長）

日程第6 提案理由の説明

午前10時00分 開会

1 開会宣言

○議長（菅 敏徳君） おはようございます。

令和6年第3回阿蘇市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日6月定例会が招集されましたところ、議員の皆様方をはじめ、執行部の皆様方には御壮健にて御出席賜り、厚く御礼申し上げます。今年度最初の議会となる今期定例会は、市民の皆様方が健康で安心して暮らすための措置すべき経費など1億8,122万円を追加した一般会計補正予算をはじめ、各種条例改正など市政当面の重要な案件を審議する議会であります。議員各位におかれましては、会期中、格別の御精励をいただき、慎重審議を尽くされ、また諸般の議事運営につきましても特段の御協力を賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

本日の会議は全議員の出席であります。したがって、定足数に達しておりますので、令和6年第3回阿蘇市議会定例会をこれより開会いたします。

執行部出席者につきましては、お配りしています執行部出席者名簿のとおりであります。なお、本日、防災情報課長が病気療養のため坂田課長補佐が、まちづくり課長については体調不良のため佐藤課長補佐が出席していますことを申し添えます。

それでは、議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（菅 敏徳君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

今期、定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、15番議員、五嶋義行

君、16 番議員、古木孝宏君の両名を指名いたします。

日程第 2 会期の決定について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 2「会期の決定について」を議題といたします。

会期日程等につきましては、これより議会運営委員長が報告をいたします。

議会運営委員長、古木孝宏君。

○議会運営委員長（古木孝宏君） おはようございます。

5 月 24 日午前 10 時より議会運営委員会を開催し、本定例会の会期日程等について審議を行いましたので、その結果を報告いたします。

まず、今定例会の付議事件が、専決処分 6 件、報告 5 件、条例の一部改正 5 件、令和 6 年度補正予算 5 件、その他 2 件、人事案件 4 件、提出された請願書の 2 件を合わせ、合計 29 件であります。会期につきましては、本日 5 月 31 日から 6 月 19 日までの 20 日間といたしました。日程表は、事前に配付しているとおりであります。

次に、本定例会における議案等の審議方法であります。専決処分 6 件、報告 5 件、人事案件 4 件を除く 14 件については、質疑の後、各常任委員会に付託することにいたしました。なお、本会議での議案質疑の際、自己の所属する委員会に付託された案件についての質疑は御遠慮願います。

次に、一般質問の取扱いについてです。一般質問の通告期限は、6 月 4 日火曜日午後 5 時までとしておりますが、必ず時間に余裕を持った提出をお願いいたします。

質問の要旨については、時間を有効活用するためにも、分かりやすく、具体的に記載してください。内容が陳情や単なる事務的なもの、直接原課に尋ねればすぐに回答が得られるようなものとならず、また、当日は通告以外の質問を行わないこと、執行部におかれましては質問に対し確実かつ的確な答弁に努められますようお願いをいたします。

なお、一般質問の時間については、答弁を含め 45 分間としておりますので、議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

最後に、本日の議会散会後は本議場におきまして全員協議会を開くことといたしましたので、御出席のほど、よろしくをお願いいたします。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（菅 敏徳君） 会期日程等につきましては、議会運営委員長の報告のとおりであります。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（菅 敏徳君） 御異議なしと認めます。

したがって、会期日程等につきましては、委員長の報告のとおり決定をいたしました。

日程第 3 令和 6 年第 2 回定例会で選任同意とした阿蘇市教育委員会委員の紹介について

○議長（菅 敏徳君） 日程第 3「令和 6 年第 2 回定例会で選任同意とした阿蘇市教育委員会委員の紹介について」、先の定例会において選任同意としました阿蘇市教育委員の今村聡

様に本日お越しいただいております。ここで御紹介を申し上げたいと思います。

それでは、今村聡様、御入場願います。

[教育委員会委員 入場]

○議長（菅 敏徳君） それでは、阿蘇市教育委員会委員、今村聡様より御挨拶をお願いいたします。

○教育委員会委員（今村 聡君） ただ今紹介に預かりました内牧で飲食店を営んでおります今村聡と申します。右も左も分からないんですけれども、職員の皆様をはじめ、いろんな方に迷惑をかけますが、どうか御協力、よろしく願います。

子供たちが安心して個性を磨きながら学べる施設づくり、そして先生たちのサポートも忘れずに頑張っていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願います。

最後になりますが、伝統ある阿蘇市の教育現場で働けることを喜びとしておりますし、それに恥じないように頑張っていきたいと思っております。兄弟共々軽口をたたかず頑張っていきますので、どうかよろしく願います。

○議長（菅 敏徳君） 今村様におかれましては、御多用にもかかわらず、御出席をいただきまして、誠にありがとうございました。今後とも健康に御留意され、御手腕を発揮されますよう御期待申し上げます。ありがとうございました。

[教育委員会委員 退席]

日程第4 諸般の報告について（議長）

○議長（菅 敏徳君） 日程第4「諸般の報告」を行います。

議長の諸般の報告につきましては、配付いたしました別紙「報告書」を御覧ください。

まず、監査委員より令和6年1月分から4月分までの「例月出納検査報告書」が提出されました。報告書は、事務局に保管しておりますので、御自由に閲覧ください。

次に、市議会議長会等の開催状況についてであります。

4月9日、阿蘇市町村議会議長会総会が阿蘇市で開催され、令和5年度歳入歳出決算の認定、令和6年度事業計画、阿蘇地域の道路整備についての要望などの審議が行われ、すべて承認されました。

4月10日、第284回熊本県市議会議長会が荒尾市で開催され、役員改選、会務報告の後、議案審議、議長会等開催報告、次期開催地等の議題について、すべて承認されました。

4月25日、九州市議会議長会第5回理事会及び第99回九州市議会議長会定期総会が熊本市で開催され、理事会では、定期総会の日程及び運営、新任議長の報告、令和5年度事務報告及び決算報告、役員を選任について、定期総会では、昨年度の事務報告及び決算報告、役員選任、令和6年度予算などを審議し、すべて承認されました。

5月21日、第53回全国温泉所在都市議会議長協議会総会及び第285回熊本県市議会議長会が東京都で開催され、温泉所在都市協議会では、会務報告、会計決算、本年度会計予算及び運動方針、温泉所在都市に対する税財源措置及び施策に関する要望などが承認され、熊本県市議会議長会においては、新任議長紹介、会務報告、議長会等の日程報告の後、県選出国

会議員に対し、「障害者医療費助成制度に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止について」及び「中九州地域の交通網の整備促進について」などの要望を行いました。

5月22日、全国市議会議長会第100回定期総会が東京都で開催され、一般事務及び会計報告、各委員会報告、議案審議、役員改選などの議案すべてが承認されました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第5 諸般の報告について（市長）

○議長（菅 敏徳君） 日程第5、市長の「諸般の報告」を行います。

市長。

○市長（佐藤義興君） おはようございます。

報告に当たりまして、マスクをとらせていただきます。

今年のゴールデンウィークは、1月23日以降、阿蘇中岳第一火口噴火警戒レベル2から4月26日にレベル1に引き下げられ、3か月ぶりに火口見学が可能となりました。市内の観光地をはじめ、宿泊施設、飲食店などでは、国内外から多くの観光客がお越しになられ、大きなぎわいでした。

しかしながら、5月15日に阿蘇中岳第一火口の火山ガス放出量と火山性微動振幅の増大で噴火警戒レベルが再び2に引き上げられ、これを受けて阿蘇火山防災会議協議会は、火口周辺概ね1キロメートル範囲の立入りを規制、わずか19日間の火口見学となりました。27日には、さらに火山性微動の振幅が大きくなり、福岡管区气象台から臨時の火山情報も発表されるなど、不安定な状況にあります。

非常に残念であります。登山者、観光客、地域住民の方々の安全を第一に、引き続き関係機関と連携し、活動状況等を注視してまいります。

それでは、令和6年第3回阿蘇市議会定例会開会に当たり、3月定例会以降の諸般の報告をします。

まず、総務部関係について報告します。

【総務課】

4月1日付けで定期人事異動を行い、新たに19人の新規採用職員を加え、職員総数304名（病院事業出向職員、非常勤の職を除く。）で、新年度をスタートしました。

能登半島地震は、発生から5か月、いまだ多くの方々が避難所生活を余儀なくされています。本市は、これまで県と連携して市職員10人を石川県輪島市に派遣、家屋被害認定調査業務など従事しています。また、発災時から市役所本庁、両支所に募金箱を設置、市民の方々からいただいた温かい御支援（4月末現在110万9,148円）は、日本赤十字社等を通じて随時被災地へお届けしています。引き続き、被災地支援に取り組んでまいります。

【企画財政課】

「アゼリア21」は、昨年9月及び12月の定例会で、答申にある黒字化は極めて厳しい旨を報告させていただきましたが、その後、関係企業・団体の方々へアプローチを進めながら、施設存続に向けて、あらゆる可能性を探ってまいりました。

2月14日に一般社団法人熊本県水泳協会、2月19日に大和ハウス工業株式会社東京本社及び株式会社東京アスレティッククラブ、4月11日に公益財団法人日本水泳連盟、文部科学大臣政務官、文部科学省施設助成課及びスポーツ庁、5月16日に熊本県庁を訪問、施設の窮状を説明し、最大課題である改修費及び維持管理費等の財政支援や、施設買取りの検討も含めて、再開に向けた要望活動や協議、交渉を重ねてきました。

今後も答申に基づき、要望の回答等を踏まえながら、施設存続に向けて、一般公募による民間企業等への売却をも視野に進めてまいります。

阿蘇市の最上位計画である「第2次阿蘇市総合計画」は、半年間期間を延長した上で、新たな将来ビジョン「第3次阿蘇市総合計画」の策定に取り組みます。策定に当たっては、官民共創のもと、「策定審議会」及び「庁内策定委員会」を設置し、住民アンケート調査やパブリックコメント等を踏まえながら、新時代開拓に向けた持続可能なまちづくりの方向性を示し、魅力あふれる新しい阿蘇市づくりを目指していきます。

【防災情報課】

本年4月に危機管理監を採用、防災対策強化に取り組んでおり、出水期災害に即応可能な庁内の警戒態勢、本部体制を強化し、5月21日に初の職員緊急参集早期出勤訓練、5月22日に熊本県と豪雨対応訓練を実施、6月1日は坂梨地区住民を対象とした防災訓練も実施します。

また、5月28日に防災士をはじめ、介護福祉士など専門職35名による「阿蘇市防災士連絡協議会」が発足、地域の防災教育推進、防災訓練企画などを通じ、市民防災意識高揚、自主防災組織の防災力向上に努めます。

お知らせ端末機更新事業は、昨年12月から一の宮、阿蘇、波野各地区一斉に各家庭端末機交換を開始、現在、進捗率17%で概ね順調に進んでおり、令和7年度完了に向けて取組を進めています。

次に、市民部関係について報告します。

【福祉課】

令和5年度から支給されている生活費必需品価格高騰による低所得者世帯支援給付金は、累計3,571件の支給が完了しました。令和5年度住民税均等割のみ課税世帯分や低所得者子育て世帯分、さらに令和6年度に新たに該当する世帯給付が順次開始となり、引き続き迅速な給付に努めていきます。

【健康増進課】

新型コロナワクチン接種は、これまで特例臨時接種として全額公費負担でしたが、今年度から季節性インフルエンザと同様、定期接種に位置づけられました。国が定める定期接種対象者は、個人の重症化予防を目的に65歳以上の高齢者の方及び60歳から64歳で重症化リスクの高い方と限定され、接種者から一部自己負担の徴収となります。

今後は、定期接種対象者だけでなく任意接種の対象者も含めた秋冬の接種に向け、円滑な接種体制の確保が求められます。そのため、定期接種対象者並びに任意接種対象者のワクチン接種費用一部負担の予算を今議会に上程しています。

今年度 4 月から带状疱疹の発症及び重症化を予防することを目的に、50 歳以上の市民の方を対象に带状疱疹予防接種費用の一部を助成しています。日々市民の方々からの問合せも多数あり、ワクチン接種に対するニーズの高まりを感じています。高齢化などで带状疱疹発病率が年々増加傾向にあり、令和 6 年 5 月 14 日現在、22 件の申請があります。予防接種普及は、带状疱疹発病及び後遺症の一つである带状疱疹後神経痛の予防効果が期待できます。

次に、経済部関係について報告します。

【農政課】

本年作の水稻は、現在ほぼ作付けが完了しています。二条大麦は、雨天による生育不良や病害発生が確認されており、品質、収量の影響を含め、今後の気象状況など注視しながら、農業者の方々の営農意欲が低下しないよう、関係機関と連携、対応を図ってまいります。

次に、施設園芸のアスパラガスは、春先低温で出荷量が伸び悩みましたが、栽培管理など生産者努力が実り、安定した出荷につながっています。夏秋トマトは、既に定植を終え、日照不足で生育不良が心配されるものの、来月には順調な出荷が見込まれています。

【観光課】

ゴールデンウィーク期間中、仙酔峡や阿蘇山上のミヤマキリシマは、今年、花芽が良く、鮮やかに山々を彩りました。また、波野スズラン自生地は、1974 年の発見から本年 50 年の節目を迎え、中江岩戸神楽公演などスズラン自生地管理組合の記念事業を支援、多くの来訪者の方々に喜ばれました。

9 月 7 日・8 日に開催する「大阿蘇元気ウォーク」の参加者募集が始まりました。多くの市民の方々の参加を目指します。

【まちづくり課】

物価高騰が続く中、地域経済の下支えと家計負担軽減を目的に、4 月 1 日から「阿蘇市プレミアム商品券」を販売しています。現在の販売率は約 70%であり、地域経済効果が出ているものと考えます。商品券は、7 月末までの利用期間となっています。より多くの市民の皆様にご利用いただければと思います。

熊本地震の教訓を後世に伝えようと 4 月 6 日から 16 日にかけて第 2 回阿蘇ちょうちん祭が阿蘇神社前公園で開催され、多くの来場者がありました。阿蘇神社では楼門復旧以降、多くの参拝客が訪れ、周辺では交通渋滞や混雑が発生しています。オーバーツーリズムを未然に防止・抑制する計画を作成し、今後対策していく予定です。また、急増する外国人旅行者の対応や人手不足解消を目的に、飲食店等に面的なDX化を推進していきます。

ふるさと納税は、昨年度 2 億 7,000 万円の寄附がありました。本年度の新しい試みとして、店舗型ふるさと納税を活かした市内ゴルフ場と連携でキャンペーン実施や参画店舗を増やすLINEを活用した支援など、引き続き寄附金受入れに向けた取組を進めていきます。

昨年度、誘致したサテライトオフィス企業と協力し、本市における将来のスマート産業人材育成と、阿蘇中央高校の魅力向上を目的とした産学官連携協定締結を予定しています。

次に、土木部関係について報告します。

【建設課】

中九州横断道路は、「北側復旧道路」と接続する「大津道路」（大津から大津西間）4.8キロメートルの事業化が4月に決定、「滝室坂道路」はトンネルの覆工工事（トンネル掘削面をコンクリートで覆う工事）が5月1日現在、進捗率約94%であり、取り付け道路工事も進んでおり、国土交通省は令和8年度に開通する見通しであると発表しました。

市道維持事業は、成川中通線及び下西河原塩井線等幹線道路の舗装整備発注準備に取りかかっています。

河川維持事業は、出水期前に土砂浚渫等適時発注しています。

【住環境課】

市営住宅の坊中南住宅建設は、現在、最新単価にて見直し等を行っており、完了次第、県の設計審査を受け、工事発注に向け取り組んでまいります。

次に、教育部関係について報告します。

【教育課】

新年度を迎え新型コロナウイルスやインフルエンザなどの感染症も落ち着きを見せる中、5月には市内全小中学校で運動会・体育祭が開催されました。

阿蘇小学校屋内運動場改築工事は、来年1月末完成に向け、4月に基礎杭全55本施工を終え、現在、建物基礎工事を行っています。

阿蘇体育館の空調工事は5月に入札完了、現在、工程調整等を進めており、利用の多い夏休み前の竣工を目指しています。

次に、病院事業について報告します。

【阿蘇医療センター】

3月末、国の「持続可能な地域医療提供体制を確保する公立病院経営強化ガイドライン」に沿って、令和5年度から令和9年度を計画期間とする「阿蘇医療センター経営強化プラン」を策定。医療センター内の機能分化・連携強化、病院事業経営強化等に総合的に取り組みます。

診療体制は、4月から「糖尿病・代謝・内分泌内科」、「脳神経内科」、「腎臓内科」、「呼吸器内科」の常勤医が決まり、以前からの要望が多かった「泌尿器科」は非常勤医師（6月から常勤）により開設しています。また、6月からは増加する認知症や児童思春期の気分障害等に対応する「神経精神科」を月2回開設予定としています。

今夏、平成26年開設から10年を迎え、8月3日に10周年記念式典開催を計画しています。

今後とも医療体制充実と医療の質向上に引き続き取り組み、政策医療並びに中核的医療を担う拠点病院として、地域医療確保に尽力してまいります。

以上、6月定例会開会にあたっての諸般の報告とします。

以上でございます。

○議長（菅 敏徳君） 市長の諸般の報告が終わりました。

日程第 6 提案理由の説明

○議長（菅 敏徳君） 日程第 6、市長の「提案理由の説明」を求めます。

市長。

○市長（佐藤義興君） それでは、早速、令和 6 年第 3 回阿蘇市議会定例会提案理由の説明をさせていただきます。

承認第 1 号「専決処分した阿蘇市税条例の一部改正について」

本件は、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、緊急に改正が必要となったため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めます。

承認第 2 号「専決処分した阿蘇市国民健康保険税条例の一部改正について」

本件は、地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、緊急に改正が必要となったため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めます。

承認第 3 号「専決処分した指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」

本件は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、緊急に改正が必要となったため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めます。

承認第 4 号「専決処分した令和 5 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 8 号）について」

本件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めます。

歳入では、地方交付税等を追加し、国庫支出金及び繰入金等を減額しております。

歳出では、各種事業の実績等に応じて、追加または減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 1 億 3,728 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 209 億 2,691 万 2,000 円といたしました。

承認第 5 号「専決処分した令和 5 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算（第 3 号）について」

本件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めます。

歳入では、公園道路使用料を、歳出では、公園道路管理費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 9 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 1 億 4,111 万 8,000 円といたしました。

承認第 6 号「専決処分した令和 5 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について」

本件は、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めます。

歳入では、国民健康保険税及び県支出金を減額し、繰入金を追加しております。

歳出では、予備費を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額から歳入歳出それぞれ 416 万 7,000 円を減額し、歳入歳出予算総額 35 億 8,134 万 6,000 円といたしました。

報告第 3 号「令和 5 年度阿蘇市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」

本件は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、報告するものであります。

報告第 4 号「令和 5 年度阿蘇市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」

本件は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、報告するものであります。

報告第 5 号「令和 5 年度阿蘇市介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について」

本件は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、繰越計算書を調製し、報告するものであります。

議案第 47 号「阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 48 号「阿蘇市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について」

本件は、熊本県重度心身障がい者医療費助成事業費補助金交付要領の改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 49 号「阿蘇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

本件は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 50 号「阿蘇市公民館条例の一部改正について」

本件は、新たに設置した空調設備の供用開始に伴い、冷暖房料金を徴収するため、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 51 号「阿蘇市体育館等条例の一部改正について」

本件は、阿蘇体育館の空調設備改修に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

議案第 52 号「令和 6 年度阿蘇市一般会計補正予算（第 1 号）について」

歳入では、繰越金、諸収入、市債等を追加しております。

歳出では、新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料、波野グラウンド管理棟改築工事等を追加し、人事異動等に伴う人件費等を減額しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 1 億 8,122 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 185 億 4,315 万円といたしました。

議案第 53 号「令和 6 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について」

歳入では、繰入金を、歳出では、総務費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 454 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 34 億 7,379 万 2,000 円といたしました。

議案第 54 号「令和 6 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について」

歳入では、国庫支出金及び繰入金を、歳出では、総務費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 1,396 万円を追加し、歳入歳出予算総額を 34 億 2,693 万 6,000 円といたしました。

議案第 55 号「令和 6 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について」

歳入では、繰入金を、歳出では、総務費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 16 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 5 億 7,886 万円といたしました。

議案第 56 号「令和 6 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算（第 1 号）について」

歳入では、繰入金を、歳出では、委員会費及び予備費を追加しております。

これらの補正の結果、既定の予算額に歳入歳出それぞれ 27 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 1,843 万円といたしました。

議案第 57 号「第 2 次阿蘇市総合計画の期間延長について」

本件は、第 2 次阿蘇市総合計画の計画期間を令和 7 年 9 月まで延長したいので、地方自治法第 96 条第 2 項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 58 号「市道路線の認定について」

本件は、道路法第 8 条第 1 項の規定に基づき市道路線を認定したいので、同条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

諮問第 1 号「人権擁護委員候補者の推薦について」

諮問第 2 号「人権擁護委員候補者の推薦について」

諮問第 3 号「人権擁護委員候補者の推薦について」

諮問第 4 号「人権擁護委員候補者の推薦について」

本件は、人権擁護委員の任期満了に伴い、人権擁護委員の候補者を推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

報告第 6 号「株式会社 A S O ワークネットの経営状況を説明する書類の提出について」

本件は、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、株式会社 A S O ワークネットの経営状況を説明する書類を提出するものであります。

報告第 7 号「一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類の提出について」

本件は、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、一般財団法人阿蘇テレワークセンターの経営状況を説明する書類を提出するものであります。

以上、議案 27 件（報告 5 件、承認 6 件、条例 5 件、予算 5 件、諮問 4 件、その他 2 件）

を本日上程いたしますので、御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（菅 敏徳君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

この後、10時55分から全員協議会を開催します。本議場にて全員協議会を行いますので、よろしく願いいたします。

午前10時42分 散会